

## 平成26年度第4回学長選考会議議事要旨

日 時：平成26年8月6日（水） 16時55分開会  
19時00分閉会

場 所：KKRホテル札幌（3階）エルム

出席者：松岡（議長）、内田、祖母井、柿沼、蔵本、高橋、  
渡部、星野、阿部、玉井、佐藤、大久保、戸田、  
城後、佐川

欠席者：立川

### ○議 事

#### 1. 前回議事要旨の確認について

総務課長から、資料1に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、確認・了承した。

#### 2. 学長選考について

##### （1）学長選考会議の責任と権限

前回会議で議長が口頭で確認した「学長選考会議の権限と責任」について、資料2に基づき再確認した。

##### （2）議事の公開

議事の公開については、情報公開法及び学内規則に基づき、議事内容を公にすることにより委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるものについては、不開示情報とされている。このことを踏まえ、配付資料のとおり、①議事要旨と配付資料をホームページで公表すること、②議事要旨の内容については、議題と結論のみとすること、③また、学長の選考が行われた時は、選考した理由及び選考の過程を公開することとした。④なお、詳細な取扱いは学長選考会議議長が決める。議長は会議を代表して決定することで議長一任とすることです承された。

##### （3）学長選考会議委員が学長候補者となった時の辞任時期

学長選考会議委員が学長候補者となった場合、選考会議委員を継続することは適当でないことから委員は速やかに辞任することとした。また、辞任は、学長選考に実質的に影響がない募集締切日まで（それ以降は候補者となれない）とすることとした。

##### （4）学長選考会議規則

上記（2）と（3）を踏まえ、修正案のとおり了承され、施行日については学長選考規則と同日とすることとした。

##### （5）学長の選考期日

学長選考の期日については、これまでの選考終了後の諸手続きなどの流れを踏まえると、一月余裕を取る方が好ましいことから、学長の任期満了の3月前までとすることと

した。

#### (6) 「公募」と「推薦」

学長候補者の応募方法に関して、「公募」と「推薦」のそれぞれについて、「推薦」がよいとの結論のみのほか、広く人材を求める観点から公募の要素が必要であるとの意見や、学長になろうとする人物は自らの意思で候補者となり、自らの考えを所信として明確にすべきで、学内関係者等が推薦したい人物がいた場合であっても、本人と話し合い、本人が候補者となることに同意すれば「推薦制」ではなく「公募制」により立候補する方が適当であるなどの意見が出された。議論を踏まえ、公募方式と推薦方式のメリット・デメリット及び、現在、公募方式で実際に動いている大学と本学との比較がわかる資料を次回会議に向けて作成することとした。

#### (7) 意向聴取の投票

意向投票については、学内の教職員の意向を何らかの方法で聴取することとして意向投票は行わないなどの意見が出され、次回、継続審議することとなった。

なお、意向投票の必要性について、更に意見があれば提出を求めることとした。

主な意見は以下の通り。

- ・意向投票は、大学の自治というところにおいて、非常に重要なことである。
- ・民主主義の根幹である。
- ・候補者の政策立案などについて、教職員が承知した上で投票すれば、意向投票でも問題ない。
- ・数字で出てくると、それに影響される。意向投票の代わりに教職員からの意見や考えを聴いて、取り入れながら選考を進めていく方法がよい。
- ・望ましい学長像作成にあたって、教職員からの意見の中に織り込み、その後、立候補者が立会演説をするということになれば、教職員の意向を受け止めた候補者であるか否かが理解できる。
- ・意向投票の必要性と目的が不明確である。
- ・教職員の数でなく、教職員が何を求めているのかという内容を知ることが重要である。

上記(6)と(7)を踏まえ、学長選考規則は引き続き次回会議で審議することとした。

### 3. その他

○次回(第5回)会議を、平成26年9月11日(木)15時00分から、札幌駅前サテライトで行うこととした。

以 上

## 平成26年度 第4回学長選考会議開催要項

○日 時 平成26年8月6日（水）17時00分～19時00分

○場 所 KKRホテル札幌 3階「エルム」  
(札幌市中央区北4条西5丁目1)

○議 題

(1) 学長選考について

(2) その他

・第5回会議の日程について

○配付資料

- 資料1 平成26年度第3回学長選考会議議事要旨（案）
- 資料2 学長選考会議の権限と責任について
- 資料3 国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則 他（たたき台）
- 資料4 学長選考に係るフロー図
- 資料5 議事内容の公開について（案）
- 資料6 ミッションとビジョンについて
- 資料7 我が国の高等教育の将来像（答申）－抜粋－
- 資料8 学長選考における推薦・公募比較
- 資料9 意向投票に関する国会での政府側答弁について（関係部分抜粋）
- 資料10 学長候補者選考における主な評価内容（案）
- 資料11 学長の業績評価（たたき台）

## 平成26年度第3回学長選考会議議事要旨（案）

日 時：平成26年7月8日（火） 16時55分開会  
18時55分閉会

場 所：KKRホテル札幌（3階）エルム

出席者：松岡（議長）、内田、祖母井、柿沼、蔵本、高橋、立川、  
渡部、星野、阿部、玉井、佐藤、大久保、戸田、城後、佐川

議事に先立ち、長谷川委員の辞任により、平成26年7月1日付けで新たに構成員となった内田委員の紹介があった。

### ○議 事

#### 1. 前回議事要旨の確認について

総務課長から、資料2に基づき、前回会議の議事要旨が読み上げられ、確認・了承した。

#### 2. 学長選考について

審議の前に、総務課長から資料3～5に基づき、6月20日の国会で議決された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」について説明があった。続いて、同じく総務課長から資料6に基づき、過去の議論をもとに事務局で作成した学長選考会議規則及び学長選考規則の改正案について説明があり、その後、議事内容の公表方法やこれから定める選考内容について意見が述べられた。その意見を参考に、さらに事務局で規則（案）に修正を加え、次回会議で審議することとした。

#### 3. その他

- ・議長から、学長選考会議委員は学長を選考するにあたり強い権限を持っているため、そのことを自覚し、責任をもって議論を進める必要があると発言があり、これを確認した。
- ・次回（第4回）会議を、平成26年8月6日（水）17時00分から、KKRホテル札幌で行うこととした。

以 上

## 学長選考会議の権限と責任について

学長選考会議は、自ら国立大学法人法第12条第2項に基づく学長選考を行うほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は議長が学長選考会議に諮って決定（12条第6項）、学長の選考は、学長選考会議の定める基準により実施（12条第7項）、学長選考の結果、選考基準を制定や変更した時の公表（12条第8項）、学長の任期に関する国立大学法人の規則は学長選考会議の議を経て制定（15条第1項）、文部科学大臣が行う学長の解任は、学長選考会議の申出により行う（17条第4項）といった権限及び責任を有している。

また、今回の法改正では、学長の選考は、学長選考会議が定める基準により選考し、それを公表することで学長選考会議の説明責任が明確化されたところである。

### 国立大学法人法（平成15年法律第112号）（抜粋）

第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第2項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第2項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

第15条 学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

### 第17条

4 前2項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。

※           部分は今回改正部分

(参考)

国会審議における学長選考会議の権限と責任等に関する政府側答弁議事録 一抜粋一

●平成26年5月23日(金) 衆議院文部科学委員会

○下村国務大臣 国立大学法人の学長選考は、学内のほか、社会の意見を学長選考に反映させる仕組みとして設けられた学長選考会議が、その権限と責任において主体的に行うものであります。

学長選考会議は、原則として、教育研究評議会から選出された学内者と経営協議会から選出された学外者を同数として構成されているものとされており、学内者と学外者それぞれの意見が反映される仕組みとなっております。

具体的な学長選考の基準については、学長選考会議が各大学の特性やミッションを見通した上で主体的に判断しつつ定めるものであります。学長選考の具体的手続、方法が盛り込まれることも想定しているところであります。その場合、学長選考会議の判断によりまして、基準において意向投票を行うことを位置づけないこともあり得ます。

●平成26年6月4日(水) 衆議院文部科学委員会

○下村国務大臣 国立大学法人の学長選考は、学内のほか、社会の意見を学長選考に反映する仕組みとして設けられた学長選考会議が、その権限と責任において主体的に行うべきものであると考えます。

御指摘の、教職員による意向投票を実施するか否か、仮に実施する場合には、その結果をどのように取り扱うかにつきましては、学長選考会議の判断によるものではありませんが、文部科学省としては、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないものと考えております。

○吉田政府参考人 今回の法律改正によりまして、学長選考会議が主体性を持った選考を行うことを促進しようとしているわけですが、御指摘の、学長の業績評価につきまして、これは中教審の審議のまとめにおきましても、学長選考会議が学長の業務執行状況について恒常的な確認を行うことが求められております。

●平成26年6月17日(火) 参議院文教科学委員会

○政府参考人(吉田大輔君) 国立大学法人の学長選考は、学内のほか社会の意見を学長選考に反映する仕組みとして、学内者、学外者が同数となることを原則として各国立大学に設置される学長選考会議の権限と責任の下で選考を行っているものでございます。

今回、学長選考の基準の公表を義務付けることによりまして、学長の選考手続が大学のミッションに照らして適切に行われたかどうかを広く社会に知らしめることが可能となり、社会からの信頼と支援の好循環を確立することや、学長選考会議自らがより適切に説明責任を果たすということを期待しているものでございます。

## 国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則

修正案	各委員からの意見	根拠 【国】国立大学法人法改正 【ま】中教審「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」取りまとめ（平成26年2月12日）
<p>(趣旨) <b>【現状】</b> 第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号。以下「運営規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の議事の手続きその他学長選考会議に関し必要な事項を定める。</p> <p>(組織) 第2条 学長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 運営規則第6条第2項第3号から第9号までの評議員のうち、教育研究評議会において選出されたもの 7人 (2) 運営規則第7条第2項第5号に掲げる経営協議会委員 7人 (3) 学長選考会議において選出された理事 2人</p> <p>2 前項各号に掲げる委員が、学長候補者として選任されたときなる場合は、<u>国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号）第3条第2項に規定する望ましい学長像の作成後、同規則第〇条に規定する公募又は同規則第6条に規定する推薦の締切日までに委員を辞任しなければならない。ただし、公募に応じた場合又は推薦により学長候補者となった場合は、委員を辞任したものとみなす。</u></p> <p>3 前項の規定により、第1項第1号又は第3号の委員が欠員となったときは、補欠の委員を補充するものとする。ただし、同項第3号の委員を補充することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により、第1項第2号の委員が欠員となったときは、同項第1号の委員の数を同項第2号の委員と同数とし、学長選考会議を組織するものとする。</p>	<p>★学長選考会議委員が学長候補者となる場合には、委員を辞任する時期を明記する必要がある。（選考会議に入っているメンバーは、学長候補者の対象外であるという規定がない。）</p> <p><b>【課題】</b> 「望ましい学長像の作成後」とは何時をもって時を決めるか、検討が必要。 →「学長選考に係るフロー図」参照</p>	<p>★学長選考会議の構成員について★ 【ま】P. 24 Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価 (2) 国立大学法人等における学長選考 ○ なお、学長選考組織の構成員には、地域関係者、卒業生、保護者等にも人材を求め、大学のステークホルダーが幅広く参画するような構成とすることが適当である。なお人選に当たっては、審査の公平性等の観点に十分に配慮することが必要であろう。</p>

(審議事項)

第3条 学長選考会議は、次の事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業績評価に関する事項

~~(34) 学長の解任の申出に関する事項~~

(45) その他学長の選考に関し必要な事項

(任期) 【現状】

第4条 委員の任期は、それぞれ教育研究評議会評議員、経営協議会委員又は理事としての任期と同一とし、再任されることができる。

(議長) 【現状】

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選とする。

- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事) 【現状】

第6条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 学長選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条第3号に規定する学長の解任の申出の決議は、出席した委員の3分の2以上をもって決定する。

(議事の公開)

第0条 学長選考会議の議事要旨及び配付資料は、  
本学のホームページにおいて公表する。

★学長選考会議の審議事項について★

【ま】P. 25

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

(4) 学長の業績評価

- 学長選考組織において選考した学長の業務執行状況については、学長選考組織自身や監事による恒常的な確認が必要である。～略～

★公表について★

【国】第12条

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。



7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長



(事務) 【現状】

第7条 学長選考会議の事務は、総務部総務課において行う。

(雑則) 【現状】

第8条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則 (略)

の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。(新設)

<p>修正案</p>	<p>各委員からの意見</p>	<p>根拠 【国】国立大学法人法改正 【ま】中教審「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」取りまとめ（平成26年2月12日）</p>
<p>(趣旨) <b>【現状】</b> 第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>(選考機関) <b>【現状】</b> 第2条 学長の選考は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。</p> <p>(選考基準) 第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。 2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、<del>前項の規定に基づき</del>「望ましい学長像」を作成し、<del>提示するものとする</del>公表しなければならない。 3 <u>学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を参酌することができる。</u></p>	<p>★学長選考会議がどのような基準を定めるかについて、徹底的に議論すべきである。 ★例えば、選考委員一人ひとりが自分のビジョンを出して、そういったものを刷り合わせて、教員養成大学のあるべき姿や再編というものをどのように我々自身が描くのかというビジョンを持って学長を選ばなければならない。 ★今日的課題に即した学長像を明示した基準を、望ましい学長像の中に盛り込まなければならない。 ★意向投票は本当に必要なのかということを感じた。具体的には、望ましい学長像を選考会議の中で策定するが、その中に学内の意見を反映させるとか参考にするとか、策定する過程の中で、大学の組織の意見を入れていけば良いのではないか。最終的に学長を決めるのは、学長選考会議である。 ★チェックしていくのは、こういう人を選んだというチェック項目があれば、それで業績評価はできるため、何が課題で何を解決するかということを明確にして、それが出来る人を選ぶということが基本ではないか。</p>	<p>★学長の選考基準について★</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【国】第12条</b> 7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。 7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、<u>学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。</u> 8 <u>国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。</u>（新設）</p> </div>

(選考の時期) 【現状】

第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任の申出をし、文部科学大臣がこれを受理したとき。
- (3) 学長が解任されたとき又は欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の2月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。

(任期) 【現状】

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、その任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、学長選考会議は、特に必要と認める場合、教育研究評議会の意見を聴取の上、さらに2年に限り再任させることができる。

(任期) 【委員の意見を踏まえた改正案】

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。~~ただし、再任は1回限りとし、その任期は、2年とする。~~

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

~~3 第1項ただし書の規定にかかわらず、学長選考会議は、特に必要と認める場合、教育研究評議会の意見を聴取の上、さらに2年に限り再任させることができる。~~

(学長候補者の公募)

第0条 学長選考会議は、(【現状】の第5条第3項の規定に基づく選考を行う場合を除き、)学長候補者を選考するときは、次に掲げる事項を定め、公募するものとする。

- (1) 学長選考手続の概要
- (2) 学長選考を行う理由

【課題】

「任期満了の2月前まで」で良いか、検討が必要

★現行では、学長の任期は4年プラス再任2年となっているが、なぜ再任は2年なのか。今後、学長の業績評価もこの会議でやっていくのであれば、4年プラス4年プラス4年ということも考えられるのではないか。

★学長というのは別の職種だと考えなければならない。そういう意味では、これまで本学は学内から学長を出してきたが、アメリカの例のように外部から連れて来るということを考える必要もあるのではないか。

★学長の任期について★

【ま】P.24

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

(3) 学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2年以上6年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるように、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

○ 国立大学法人等については、学長が必要な任期を確保することができるよう、例えば、学長選考組織が、それまでの業績を確認し、優れた業績を上げていると判断した場合は、1期目の選考時には、学長選考組織が意向投票を行うことが適当と判断した場合であっても、再任時には意向投票を行わずに再任を認める等、柔軟な手続にしておくことも重要である。

★学長候補者の公募について★

【ま】P.23

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

○ 例えば、米国においては、学長選考に際して、学長の職務内容(job description)を明示した上で、広く公募することが一般的である。すなわち、学長として達成すべきミッ



~~(学長候補者による所信等)~~

~~第7条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された学長候補者に対し、学長候補者となることの意味を確認するとともに、学長選考会議が定める様式により所信の提出を求めるものとする。~~

~~2 学長選考会議は、学長候補者から提出された所信等を公表するものとする。~~

~~(学長候補者の選考)~~

~~第0条 学長選考会議は、学長候補者が0人以上であった場合には、選考を行うものとする。~~

~~2 学長候補者の選考は、望ましい学長像に基づいて、学長候補者から提出のあった所信及び学長候補者調書(以下「所信等」という。)を審査した上で、投票により行う。~~

~~3 前項の投票により選考される学長候補者は、0人以内とする。~~

~~4 学長選考会議は、学長候補者から提出された所信等を公表するものとする。~~

~~(学長候補者による立会演説等)~~

~~第0条 学長選考会議は、前条の規定により選考された学長候補者について、立会演説等により、学長候補者のビジョン及び望ましい学長像に基づく方針を聴く機会を設けるものとする。~~

(意向聴取及び面接)【案1】意向投票実施

第8条 学長選考会議は、学長候補者選考の参考とするため、必要に応じて学内の有資格者に対する意向聴取及び学長候補者に対する面接を実施する。

2 意向聴取は、投票によるものとし、~~第一次意向投票及び第二次意向投票により行う~~する。

~~3 第一次意向投票は、学内推薦による学長候補者が5人を超える場合に実施する。~~

~~4 3 第二次意向投票前項に規定する投票は、外部委員推薦による学長候補者及び第一次意向投票の結果に基づく上位5人の学内推薦による学長候補者又は第一次意向投票を実施しない場合の学内推薦による第0条の規定により選考された学長候補者を対象に実施する。~~

~~5 面接は、前項に規定する学長候補者を対象に実施する。~~

(意向聴取及び面接)【案2】意向投票非実施

第8条 削除

<事務局からの意見>

第7条は、被推薦者の意思確認、所信等の提出及び所信等の公表について規定されていますが、第6条第2項において推薦に当たっては被推薦者の同意を既に得ており、かつ、改正案では公募及び推薦の際に所信等を提出するため、第7条は不要と考えました。(所信等の公表は、「学長候補者の選考」の条で記載)

★候補者がどういうビジョンを持って、どういう考えで大学運営を進めようとしているのかを知る機会が必要である。

★対立候補がいれば、立ち会い演説会をやれば良い。そうすることで、学内の意見が集約できる。

★意向聴取は、大事にしないといけないところではないかと思う。

★意向投票の在り方を考えないといけない。

★意向投票は本当に必要なのかということを感じた。具体的には、望ましい学長像を選考会議の中で策定するが、その中に学内の意見を反映させるとか参考にするとか、策定する過程の中で、大学の組織の意見を入れていけば良いのではないか。最終的に学長を決めるのは、学長選考会議である。

★選挙は、良い意味でも悪い意味でも結果が分かりやすく出るため、納得感があるが、学長というかトップを選ぶというのは、中々基準は難しいだろう。

★自分たちの組織のトップを決める時に、組織の人間の投票が参考になること自体が、不思議な制度である。

★意向投票がダメだとは言っていない。意見を言わせる、腹を聞く、そういう場をセットできるかどうか、これからの話の核心である。

★「意向聴取」及び「学長の選考」について★

【国】第12条

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞

(面接)  
第〇条 学長選考会議は、第〇条の規定により選考された学長候補者を対象に、面接を実施する。

- (学長の選考)
- 第9条 学長選考会議は、~~前条第4項に規定する第〇条の規定により選考された~~学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。
- 2 学長選考会議は、前項により決定した学長候補者に対し、学長就任への意思を確認した後、その者を学長として選考する。
  - 3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するとともに公表するものとする。

(学長の再任時における選考)  
第〇条 学長選考会議は、学長の在任期間における業績を踏まえて必要と認める場合、1回に限り、第〇条(※学長候補者の公募)から第〇条(※学長の選考)までの規定によらず再任させることがある。

★学内の方たちの考え方は、学外の委員はあまり知る機会がないので、例えば学長選考会議の選考の手続きの中で正式な手続きとして聞く機会を作るのか、それとも、もしこの会議が業績評価までやるとすれば、それは継続的な仕事になってくるので、いろんな情報収集の一環としてやるのか、それはまさに制度作りの問題なのでこれから議論していくことになるだろう。

**【課題】**  
「1人を決定する」方法は、審議し合意が得られればそれで決定し、区々であれば投票により決定する。

なく公表しなければならない。(新設)

- 【ま】P.24**  
Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価  
(2) 国立大学法人等における学長選考
- ～略～、一部の国立大学等では、その内部規則等において、法人化以前と同様に、実質的に教職員による意向投票の結果をそのまま学長選考に反映している場合も見られる。しかしながら、学内外から幅広く人格識見ともに優れた人材を学長に登用しようとする法制度の趣旨からして、過度に学内の意見に偏るような選考方法は適切とは言えない。
- 学長選考組織が、主体性をもって、意向投票の結果を自らの選考の参考の一つとして活用することはあり得る。例えば、学長選考組織が大学に求められる学長像にふさわしい候補者を数名に絞り込んだ上で、候補者のビジョンを学内に示し、支持が得られる人物であるかを確認するために実施するなどの手続を、内部規則等を変更して規定しておくこと等が考えられる。
- 重要なことは、意向投票の結果は飽くまで参考の一つであり、学長選考組織がその権限と責任において学長を最終的に決定すべきということである。

- ★「学長の再任時における選考」について★  
**【ま】P.24**  
Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価  
(3) 学長の任期
- 国立大学法人等については、学長が必要な任期を確保することができるよう、例えば、学長選考組織が、それまでの業績を確認し、優れた業績を上げていると判断した場合は、1期目の選考時には、学長選考組織が意向投票を行うことが適当と判断した場合であっても、再任時には意向投票を行わずに再任を認める等、柔軟な手続にしておくことも重要である。

(再選考) 【現状】

第10条 学長候補者が学長就任の辞退を申し出たときは、この規則に基づいて改めて学長候補者の選考を行う。

(選考結果等の公表)

第〇条 学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。

(学長の解任)

第〇条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき

(4) その他学長たるに適しないと認められるとき

2. 学長選考会議が、学長の解任を決定する際には、当人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(選考に関する事務の委嘱) 【現状】

第11条 学長選考会議は、学長の選考に関する事務を事務局長に委嘱することができる。

(事務) 【現状】

第12条 学長の選考に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則) 【現状】

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考の実施等に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則 (略)

★日本は法治国家なので、肅々と、例えば解任の手続き等もここで決めないといけない。

★学長の業績評価に基づいて、場合によっては学長の解任ということも考えないといけないが、選考会議委員が本当に学長の業績評価を行えるだろうかということを考えなければならない。

★解任するにあたり、罷免権を持つのかどうかという問題や、罷免するときの条件などの内容をどうするかを選考会議で議論していく必要がある。

★学長の解任について★

【ま】P.25

Ⅲ-3. 学長の選考・業績評価

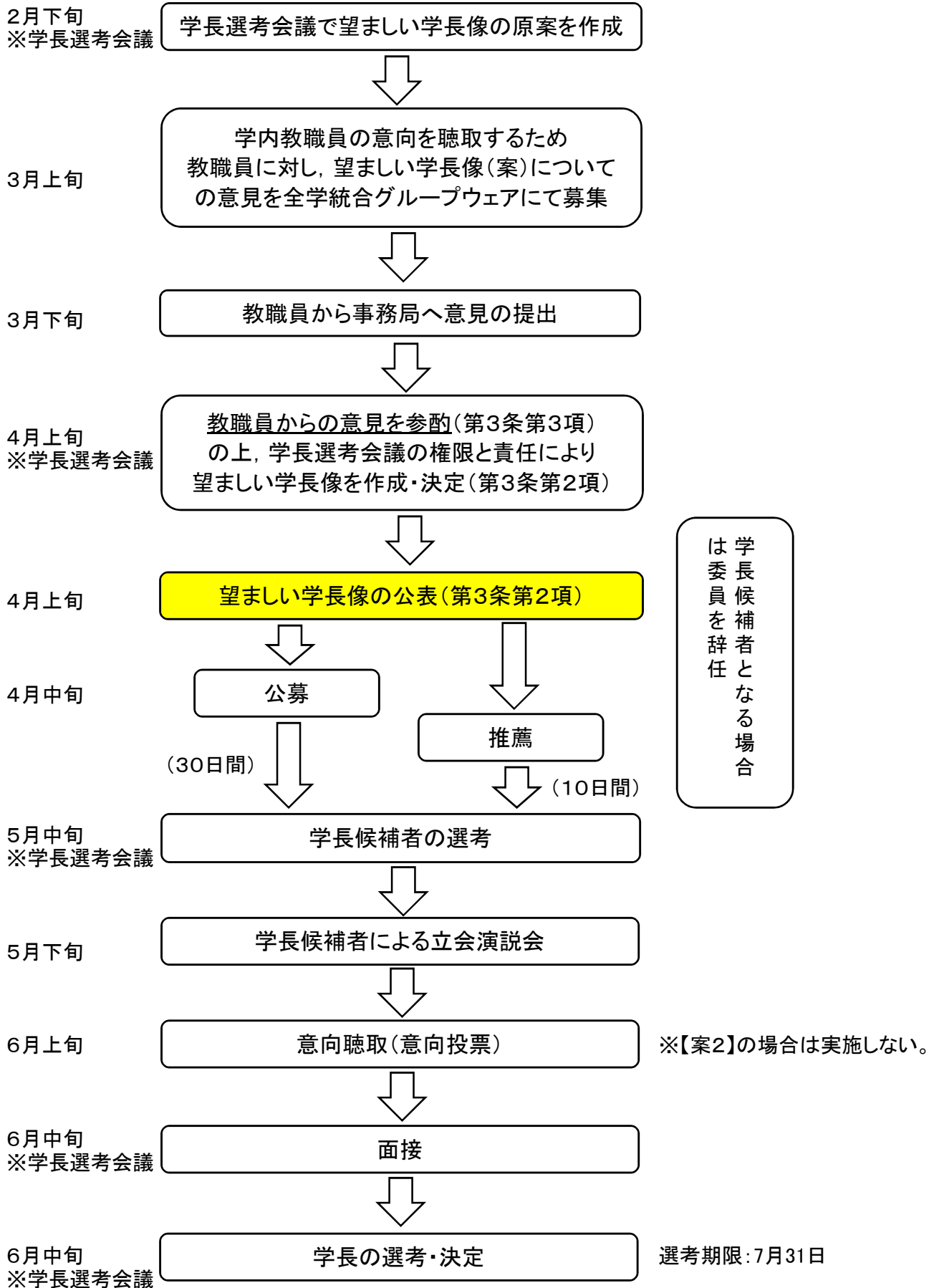
(4) 学長の業績評価

○ 学長選考組織や監事は、学長に対してできる限り支援や助言を行うべきであるが、それでもなお、十分な業務執行が行われていないと判断される場合には、学長選考組織は任命権者に対して学長の解任を申し出る責務がある。

○ 特に国立大学法人及び公立大学法人では、学長に権限と責任が集約されていることの帰結として、学長の評価体制を確立した上で、業務の実績が悪化した場合、法令の規定に基づき、任期の途中であっても交代することを想定した制度を、内部規則等で整備する必要がある。

## 学長選考に係るフロー図

H26.8.6





## 議事の内容の公開について（案）

### 1. 情報公開法との関係

現状において、「議事の内容」については、原則として公開することとされているが、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」(法第5条第3号)及び「公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」(本学規則「情報公開における開示・不開示の審査基準」3号ア)については、不開示情報とされている。

#### <現状>

- 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議の議事要旨は、特記すべき内容以外は、議題と結論のみを記載し、情報公開法等に基づき公開している。

### 2. 学長選考会議の議事の内容についての取扱い

「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」(法第5条第3号)については、不開示情報とされていることを踏まえ、毎回の会議に関しては、公開する議事要旨の内容を、原則として議題と結論のみとする。また、学長の選考が行われた時は、選考した学長を判断した理由及び選考の過程を公開する。

上記の方針に基づき、詳細な取扱いは、学長選考会議議長が決めるものとする。

## 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（以下略）
- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（以下略）
- 三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、**率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの**
- 四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報（以下略）



## 国立大学法人北海道教育大学情報公開における開示・不開示の審査基準

1 本学に法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）により、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

(3) **審議検討等情報（法第5条第3号）** 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 公にすることにより、**率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの**

- (7) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録
- (イ) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録
- (ウ) 人事選考（採用、昇任等）の記録

## ミッションとビジョンについて

学長選考規則  
(学長候補者による立会演説等)

第〇条 学長選考会議は、前条の規定により選考された学長候補者について、立会演説会等により学長候補者のビジョン及び望ましい学長像に基づく方針を聴く機会を設けるものとする。

前回(7月8日)の議論

★ビジョンとミッションは分けなければいけない。ビジョンというのは目標、数値でない。ミッションは使命であり、明確にしなければならない。ミッションの前にビジョンがあってビジョンを受けてミッションをどう考えるのかということだと思う。

★ビジョンというのは大学憲章の中にある。

★学長はビジョンを語らないといけない。ミッションは示せばよい。

★望ましい学長像にビジョンという言葉を入れないといけない。

### ◇辞書における意味

ミッション	ビジョン
<p>●大辞林(三省堂) ①任務。使命。②代表団。使節団。</p> <p>●広辞苑第6版(岩波書店) ①使節団。また、その使命。②伝道。伝道団体。</p> <p>●新選国語辞典第6版(小学館) ①使節。使節団。②キリスト教の伝道。また、伝道布教団</p> <p>●国語辞典(集英社) ①キリスト教の伝道。伝道団。②使節。使節団。</p> <p>●明鏡国語辞典第2版(大修館書店) ①キリスト教の伝道。また、そのための団体。②「ミッションスクール」の略</p>	<p>●大辞林(三省堂) ①将来あるべき姿を描いたもの。将来の見通し。構想。未来図。未来像。</p> <p>●広辞苑第6版(岩波書店) ①視覚。幻影。②心に描く像。未来像。展望見通し。</p> <p>●新選国語辞典6版(小学館) ①幻影。②将来実現しようとする計画。未来図。</p> <p>●国語辞典(集英社) ①視覚。幻影。②心に描く未来像。理想像。</p> <p>●明鏡国語辞典2版(大修館書店) ①未来への展望。将来の構想。未来像。②先行きを見通す力。洞察力</p>

(参考) マニフェスト

●大辞林(三省堂)  
①宣言、声明書、檄文②共産党宣言③選挙の際に、政党や立候補者が発表する公約集。具体性を欠く選挙スローガンや公約と異なり、政策の数値目標、実施期限、財源などを明示する。

●広辞苑第6版(岩波書店)  
①宣言。宣言書。②特にマルクス・エンゲルスの「共産党宣言」を指す。③選挙で、政党・候補者が掲げる具体的な公約。

●新選国語辞典第6版(小学館)  
宣言。宣言書。

●国語辞典(集英社)  
宣言。声明。

●明鏡国語辞典第2版(大修館書店)  
宣言(書)。公約。

◎国会審議における「ビジョン」に関する政府側答弁について　－抜粋－

●衆議院文部科学委員会　議事録　平成26年5月23日（金）

○下村国務大臣

大学は、本来、学長と教員組織との理解と協力のもとで運営されるべきもので当然ありまして、今回の改正を踏まえ、学長が教員に改革の**ビジョン**を伝え、その意欲と能力を最大限に引き出して大学の教育研究機能を高めること、これが**必要だ**と思いますし、そういうふうに期待をしているところであります。

●衆議院文部科学委員会　議事録　平成26年6月4日（水）

○下村国務大臣

国立大学の学長の選考については、文部科学大臣の任命権を前提として、その選考方法を法律で規定しているのに対しまして、私立大学における学長の選考は、建学の精神に基づき、最終的な意思決定機関である理事会が任命権者として責任を持って決定するものとされております。

このため、中教審の審議まとめにあるように、私立大学においても、**求めるべき学長像を明確に示し、候補者の**ビジョン**を確認した上で決定することは重要**でありまして、学校法人みずからが学長選考方法を再点検し、学校法人の主體的な判断により見直していくことを通知等で促してまいりたいと考えます。

# 我が国の高等教育の将来像（答申） 一抜粋一

平成17年1月28日  
中央教育審議会

## 第1章 新時代の高等教育と社会

### 2 高等教育の中核としての大学

- 大学は教育と研究を本来的な使命としているが、同時に、大学に期待される役割も変化しつつあり、**現在においては、大学の社会貢献（地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与）の重要性が強調されるようになってきている。**当然のことながら、教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが、近年では、国際協力、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献も求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の使命」としてとらえていくべき時代となっているものと考えられる。

## 学長選考における推薦・公募比較

H26.8.6

	推 薦	公 募	備 考
周知方法	本学ホームページ 学内統合グループウェア	本学ホームページ	
周知(公示)事項	学長選考手続の概要 学長選考を行う理由 学長選考の基準(望ましい学長像を含む) 学長の任期 学長選考の方法及び日程(学長選考開始の公示, 学長候補者の受付通知, 意向聴取日程を含む) 学長決定の方法 学長選考会議が必要と認める事項(各種様式・関係規則)	学長選考手続の概要 学長選考を行う理由 学長選考の基準(望ましい学長像を含む) 学長の任期 学長選考の方法及び日程(学長選考開始の公示, 学長候補者の受付通知を含む) 学長決定の方法 学長選考会議が必要と認める事項(各種様式・関係規則)	
募集期間	10日間(前回選考時)	30日以上期間	推薦・公募とも締切日は同じ
推薦人	学外委員1人以上 学内有資格者10人以上	〇人以上	候補者乱立防止のため推薦人を求める
応募資格	人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者	人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者	応募資格は共通
応募書類	推薦書 学長候補者調書 所信	推薦書 学長候補者調書 所信	
書類提出方法	規定なし	規定なし	電子媒体での提出を認める場合、本人確認の問題
学長候補者の選考(絞り込み)	対象	対象	

26.07.07

## 意向投票に関する国会での政府側答弁について（関係部分抜粋）

●衆議院文部科学委員会 議事録 平成26年5月23日（金）

○吉田政府参考人

この法案を成立させていただければ、各国立大学の学長選考会議みずからが、今回の法改正の趣旨や各大学の特性やミッションを見通した上で、学長に求められる資質能力に関する基準や選考の具体的な方法、その中には意向投票などの位置づけも含まれるということになりますけれども、その策定、見直しを行うということをやっていただくこととなります。

○吉田政府参考人

その点は先ほどもちょっと御答弁させていただきましたけれども、学長選考会議で定める基準には、今委員も御指摘のように、求められるべき学長像というものを明示することと、それから学長選考の方法、その中には、意向投票をどういうふうに位置づけるのか、やるのかやらないのか、あるいは、やるとしても、どういう位置づけにするのか、そういうことも含めた方法を明示して、これが基準の中に含まれるというふうに考えております。

○下村国務大臣

具体的な学長選考の基準については、学長選考会議が各大学の特性やミッションを見通した上で主体的に判断しつつ定めるものでありますが、学長選考の具体的手続、方法が盛り込まれることも想定しているところであります。その場合、学長選考会議の判断によりまして、基準において意向投票を行うことを位置づけないこともあり得ます。

一方で、あくまで参考の一つとして意向投票を行うことを位置づけることも可能ではありますが、その場合も、投票結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるなど過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないと考えております。

御指摘の、教職員による意向投票を実施するか否か、仮に実施する場合にその結果をどのように取り扱うかについても、学長選考会議の判断によるものではありませんが、文部科学省としては、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないと考えておりまして、こうした考え方については、法律の施行通知等におきまして各国立大学法人に周知を図っていきたいと考えております。

○下村国務大臣

先ほどから申し上げていますが、別に意向投票をやめろとは一言も申し上げているわけじゃないですね。ただ、意向投票の結果について、そのまま学長選考でそれを学長にするということについては、これはそうすべきでないということを申し上げているわけであって、意向投票そのものを否定しているようなことは一言も申し上げておりません。

●衆議院文部科学委員会 議事録 平成26年6月4日(水)

○下村国務大臣

御指摘の、教職員による**意向投票**を実施するか否か、仮に実施する場合には、その結果をどのように取り扱うかにつきましては、学長選考会議の判断によるものではありませんが、文部科学省としては、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点からは適切でないものと考えております。

●衆議院文部科学委員会 議事録 平成26年6月6日(金)

○下村国務大臣

今回の法改正におきまして、学長選考会議による主体的な選考を促進するため、学長選考は学長選考会議が定める基準により行うこと、また、この基準や選考の結果等を公表すること、これを義務づけているわけでありまして。

そのためには、**意向投票**そのものを排除するわけではありませんが、しかし、**意向投票**に拘束されれば学長選考会議そのものの主体的な選考が行われないということで、今回の法の趣旨にも反するものでありますから、これはたとえ三人に絞られたとしても、それは学長選考会議を拘束するようなものであってはならないというふうに思います。

○下村国務大臣 先ほどから答弁申し上げますように、**意向投票**そのものを排除するわけではない。ですから、これから**意向投票**はもうやめるべきだということを国が言う考えはありません。

しかし、あくまでも学長選考は学長選考会議が主体性を持ってやるものでありますから、**意向投票**については拘束されないというのが前提ですので、それを何人に絞り込んだから参考にするとかしないとか、そういう問題ではないということでありまして。



## 学長候補者選考における主な評価内容(案)

H26.8.6

評価項目	評価の観点
将来像についての明確なビジョン・プラン	北海道の教育と学術文化に責任を持つ将来像について明確なビジョン・プランを有しているか
社会への発信 大学広報	上記のビジョン・プランを広く社会に発信することができるか
地域社会との連携・協力	道内の各教育委員会及び地域社会との連携・協力が図られるか
リーダーシップ	強固な意志で学内を統率できるか
大学改革の推進	日本の大学及び本学が置かれる現状や課題を明確に把握できるか
	大学を取り巻く社会の動向や変化に敏感に対応策を講じられるか
	国が示す大学改革の方針や方向性を反映させながら、本学の大学改革を持続し、強力に推進できるか
教員養成	道内の各教育委員会・学校と課題認識を共有できるか
	附属学校の機能を生かせるか
	高い使命感及び実践的指導力を有する教員を養成できるか
	現職教員の資質能力の向上を推進できるか
外部機関との連携協力	道内の各地域や関係機関との連携協力関係を一層強化できるか
健全な財務体質の維持	効果的な予算執行がなされるか
	外部資金の増額に努められるか
その他中期目標・計画 関係事項	第二期中期目標・計画を確実に実行できるか
	本学の未来を見据えて第三期中期目標・計画を作成・実行できるか

## 学長の業績評価(たたき台)

H26.8.6

学長がその権限を適切に執行することを担保するために、学長の業務執行状況を確認する。

	評価名称	評価結果
本学が実施する 各種評価	① 法人評価	
	② 認証評価	
	③ 教職大学院認証評価	
	④ 自己評価	

	監査事項	監査報告内容
監事監査	(監査の種類) 第3条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。 (監査の対象) 第4条 監査の対象は、次に掲げるとおりとする。 (1) 関係諸法令、業務方法書、諸規則等の実施状況 (2) 中期計画及び年度計画の実施状況 (3) 組織及び制度全般の運営状況 (4) 予算の執行に関する事項 (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項 (6) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項 (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項	

	所信内容	実績(進捗状況)
学長選考時の所信	新学科構想について	
	大学院改革について	
	国際化について	
	他機関との連携について	
	全学が一体となった大学運営について	
	〇〇〇〇〇〇	
	〇〇〇〇〇〇	

## 本学が実施する各種評価

	法人評価	認証評価	教職大学院認証評価	自己評価
根拠規定 (抜粋)	<p>【国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法】 (年度評価) 第32条 国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。 (中期目標期間評価) 第34条 国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。</p>	<p>【学校教育法】 第109条第2項 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。</p>	<p>【学校教育法】 第109条第3項 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。</p>	<p>【学校教育法】 第109条第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 【北海道教育大学学則】 (自己評価等) 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>
目的等	<p>○ 教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、大学の継続的な質的向上に資するとともに、大学の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任の果たすことを目的とする</p>	<p>○ 我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施する ① 大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること ② 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること ③ 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと</p>	<p>○ 教職大学院等の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、各教職大学院等の個性的で多様な発展に資することを目的とする。 機構は、教職大学院評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき、次のことを実施する。 (1)教職大学院の教育活動等の質を保証するため、教職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定すること。 (2)教職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックすること。 (3)教職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、教職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、「長所として特記すべき事項」については、積極的に具体的内容を記述することによって、それらを社会に示すこと。</p>	<p>○ 教育研究水準の向上を図り、学則第1条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する</p>
内容等	<p>○ 中期目標期間における、中期目標の達成状況を評価(中期目標期間評価) ○ 各事業年度の業務の実績の評価(年度評価)</p>	<p>○ 教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、10の基準で構成された評価基準により自己点検・評価を実施</p>	<p>○ 教育活動を中心とした10個の「基準領域」と「基準領域」の中に設定された「基準」から構成された評価基準により、自己点検・評価を実施</p>	<p>○ 本学が独自にテーマや評価基準等を設定し、自ら点検・評価を行う ○ 自己評価を実施した翌年度に、外部有識者による外部評価を実施</p>
評価の周期	中期目標期間(6年)	7年以内ごと	5年以内ごと	2年に一度
評価者	国立大学法人評価委員会	文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)		外部評価
		独立行政法人大学評価・学位授与機構	教員養成評価機構	外部有識者
実施年度	年度評価:毎年 中期目標期間評価:平成28年度	平成27年度受審予定 (前回平成21年度受審)	平成28～29年度受審予定 (前回平成24年度受審)	・平成21年度「社会貢献」 ・平成23年度「大学運営」 ・平成25年度「国際交流・協力」

学長の業績評価(案)イメージ

H26.7.8

望ましい学長像の項目 (25.5.17)		意向(所信) (23.5.20)	実績(進捗状況)	自己点検、監事、外部評価	学長選考会議の 評価
望ましい学長の 資質	① 将来像と明確なビジョン	・新学科構想について ・大学院改革について	・新課程を改組し、新学科を設置。(新課程廃止を全国に先駆け実施) ・大学院改革に取り組み中(特に教職大学院) ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	・26年4月に国際地域学科及びスポーツ文化学科を開設。 ・「北海道教育大学教員養成改革の基本方針」において教職大学院及び修士課程に係る基本方針に関する項目を組み入れ教職大学院における方向性及び課題等を整理。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	1・2・3・4・5
	② 発信	・国際化について	・新たな留学生受入制度の実施による留学生の増 ・教員の派遣、その他国際協力を拡充 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	・国際化に向けてのアクションプランに基づき留学生の受入・派遣促進のための事業を実施。派遣留学生17人(H24)から20人(H25)に増加。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	1・2・3・4・5
	③ 外部連携	・他機関との連携について ・国際化について	・教員養成教育の諸課題に対応するための機構を東京学芸大、愛知教育大、大阪教育大との連携により設置。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	・本学に教員養成開発連携センターを設置。IR部門、研修・交流支援部門、先導的実践プロジェクト部門からなり、「教育実習前共同試験プロジェクト」「小学校英語教育の指導力向上プロジェクト」「へき地・小規模校教育に関するプロジェクト」を実施。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	1・2・3・4・5
	④ リーダーシップ	・全学が一体となった大学運営について	・全学一体の教育組織編制に向け、「北海道教育大学教員養成改革の基本方針」を定め、改革の運営組織として「教員養成改革推進本部」を置くこととした。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	・教員養成課程の入学定員について検討を行い、27年度以降の専攻別入学定員を変更することを決定した。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	1・2・3・4・5
学長として求められる 当面の実施課題	① 中期目標・計画	略	略	略	1・2・3・4・5
	② 大学改革	略	略	略	1・2・3・4・5
	③ 教員養成	略	略	略	1・2・3・4・5
	④ 連携協力(道内)	略	略	略	1・2・3・4・5
	⑤ 外部資金	略	略	略	1・2・3・4・5
-	男女共同参画	国大協が掲げる女性教員の割合を2割にする。	平成26年3月現在 ○割	・男女共同参画のポジティブ・アクションを作成し、教員採用の公募要領にポジティブ・アクションに基づく男女共同参画の活動を行っていることを掲載した。 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	1・2・3・4・5